

各 位

改正H15. 4. 1
福岡市建築局指導部建築審査課
建築検査課

改正建築基準法施行令第47条に関する
規定（告示1460号）の運用について

改正建築基準法施行令第47条（2年目施行：H12. 6. 1付）の施行に伴い木造建築物の継手、仕口の構造方法（関連告示1460号）が明らかになりました。

しかし、当該基準に基づく構造方法での施工（接合金物等）が行われていない現場が見受けられます。

つきましては、法改正の周知徹底及び実効性の確保を図るため、下記の要領で工事監理報告書【完了検査申請書第4面又は、中間検査申請書（中間検査対象物件）、現場審査申請書（公庫対象物件）】に關係書類を添付していただくことと致しましたのでよろしくお願いします。

記

1. 対象建築物

木造建築物

2. 添付書類

令47条（関連告示1460号）に基づく、柱部分の仕口の種別を平面図等に記載したもの

3. 提出期限

- ①中間検査対象物件・・・中間検査申請書提出時
- ②公庫対象物件・・・現場審査申請書提出時
- ③上記以外の物件・・・完了検査申請書提出時

※ 尚、工事監理者は施工者に対し継手、仕口に係る基準に基づき適切な指導を行ってください。（建築士法上工事監理者を要しない規模のもので、工事監理者不在の場合は、施工者の責任において基準に基づく適切な施工を行ってください。）

③の物件については、工事完了時に工事工程写真等の提出が必要です。特に今回改正1460号に基づく継手・仕口に係る部分は的確に写真をとっておいてください。

ただし、中間検査の適用を受けない住宅等で品質確保の促進に関する法律に基づく性能評価書（建設性能評価）及び住宅性能保証機構が実施する住宅性能保証制度の保証書等交付をうけるものは建設評価書や保証書等の提示を行ってください。

告示 1460号木造の継手及び仕口の構造方法を定める件の要点

令47条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。
ただし、令82条1号から3号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

一号 筋かい端部における仕口

イ. 9mm以上の鉄筋	三角座金にナット締め又は長さ9cmの太めの鉄丸釘（ZN90）8本打ち
ロ. 厚さ1.5cm以上、幅9cm以上の木材	長さ6.5cmの鉄丸釘5本打ち（ZN65）（柱及び横架材欠き込み）
ハ. 厚さ3cm以上、幅9cm以上の木材	筋かいプレート（BP）太め鉄丸釘 筋3 柱3 横4
ニ. 厚さ4.5cm以上、幅9cm以上の木材	筋かいプレート（BP-2）スクリュー釘（ZN50） 筋7 柱5 横5
ホ. 厚さ9cm以上、幅9cm以上の木材	柱又は横架材に径12mmのボルトを用いた1面せん断接合

二号 壁を設け筋かいを入れた軸組の柱脚及び柱頭の仕口

ただし、当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合においては、この限りではない。

■表一、表二 柱脚・柱頭の構造方法（建設省告示第1460号表一、表二、表三による）

軸組の種類（ ）壁倍率		平屋又は最上階 （表一）		その他の部分 （表二）		
		出隅の柱	その他の 軸組の柱	上階及び当該階 の柱が共に出隅 の柱の場合	上階の柱が出隅 の柱であり、当 該階の柱が出隅 の柱でない場合	上階及び当該階 の柱が共に出隅 の柱でない場合
木すりその他これに類するものを柱及び間 柱の片面又は両面に打ち付けた壁 （0.5、1.0）		（い）	（い）	（い）	（い）	（い）
断面寸法15×90mm以上の木製筋かい又は 径9mm以上の鉄筋ブレース （1.0）		（ろ）	（い）	（ろ）	（い）	（い）
断面寸法30×90 mm以上の木製筋かい （1.5）	筋かいの下部が取り 付く柱	（ろ）	（い）	（に）	（ろ）	（い）
	その他の柱	（に）	（ろ）			
断面寸法15×90mm以上の木製筋かい又は 径9mm以上の鉄筋ブレースをたすき掛け （2.0）		（に）	（ろ）	（と）	（は）	（ろ）
断面寸法45×90 mm以上の木製筋かい （2.0）	筋かいの下部が取り 付く柱	（は）	（ろ）	（と）	（は）	（ろ）
	その他の柱	（ほ）				
構造用合板等（構造用合板、パーティクル ボード、構造用パネル）を打ち付けた壁 （2.5）		（ほ）	（ろ）	（ち）	（へ）	（は）
断面寸法30×90mm以上の木製筋かいを たすき掛け （3.0）		（と）	（は）	（り）	（と）	（に）
断面寸法45×90mm以上の木製筋かいを たすき掛け （4.0）		（と）	（に）	（ぬ）	（ち）	（と）

■表三

（い）	短ほぞ差し、かすがい（C）同等
（ろ）	長ほぞ差込栓打ち又は、かど金物L型同等
（は）	かど金物T型又は、山形プレート同等
（に）	羽子板ボルト締め又は、短ざく金物同等
（ほ）	羽子板ボルト締めスクリュー釘打ち又は、短ざく金物スクリュー釘同等
（へ）	1. 0t用ホールダウン同等
（と）	1. 5t用ホールダウン同等
（ち）	2. 0t用ホールダウン同等
（り）	2. 5t用ホールダウン同等
（ぬ）	1. 5t用ホールダウン金物を2組使用同等